

○独立行政法人国立科学博物館保有個人情報の開示決定等に係る審査基準

平成17年4月1日
館 長 決 裁

最 終 改 正
平成30年3月27日
館 長 決 裁

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「法」という。）第18条、第30条及び第39条に規定する開示その他の決定についての独立行政法人国立科学博物館（以下「科学博物館」という。）における審査に当たっては、この基準に基づき適正な運用を図るものとする。

第1 開示決定等の審査基準

法第18条の規定に基づく開示又は不開示の決定（以下「開示決定等」という。）は、以下により行う。

- 1 開示する旨の決定（法第18条第1項）は、次のいずれかに該当する場合に行う。
 - （1）開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれていない場合
 - （2）開示請求に係る保有個人情報の一部に不開示情報（法第2条第9項に規定する独立行政法人等非識別加工情報を除く。）が含まれている場合であって、当該不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるとき。ただし、この場合には、不開示情報に該当する部分を除いて開示する。
 - （3）開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利権益を保護するために特に当該保有個人情報を開示する必要があると認めるとき（法第16条）。
- 2 開示しない旨の決定（法第18条第2項）は、次のいずれかに該当する場合に行う。
 - （1）開示請求に係る保有個人情報すべてが不開示情報に該当する場合（開示請求に係る保有個人情報の一部に不開示情報が含まれている場合であって、当該不開示情報に該当する部分を他の部分と容易に区分して除くことができない場合を含む。）
 - （2）開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することになる場合（法第17条）
 - （3）開示請求に係る保有個人情報を科学博物館において保有していない場合又は開示請求の対象が法第45条に該当する場合若しくは法第2条第5項に規定する保有個人情報に該当しない場合
 - （4）法以外の法律における適用除外規定により開示請求の対象外のもの（争訟に関する書類等）である場合
 - （5）開示請求書に法第13条第1項各号に規定する事項の記載の不備がある場合若しくは同条第2項に規定する開示請求に係る保有個人情報の本人（未成年又は成年被

後見人にあつては、本人の法定代理人）であることを示す書類に不備がある場合又は開示請求手数料が納付されていない場合。ただし、当該不備を補正することができると思われる場合は、原則として、開示請求者に補正を求めるものとする。

(6) 開示請求が権利濫用に当たる場合。この場合において、権利濫用に当たるか否かの判断は、開示請求の態様、開示請求に応じた場合の科学博物館の業務への支障等を勘案し、社会通年上妥当と認められる範囲を超えるものであるか否かを個別に判断して行う。科学博物館の事務を混乱又は停滞させることを目的とする等開示請求権の本来の目的を著しく逸脱する開示請求は、権利の濫用に当たる。

(7) 開示請求に係る保有個人情報に法第2条第9項に規定する独立行政法人等非識別加工情報に該当する場合

- 3 前2項の判断に当たっては、保有個人情報に該当するかどうかの判断は「第2 保有個人情報該当性に関する基準」に、開示請求に係る保有個人情報に記録されている情報が不開示情報に該当するかどうかの判断は「第3 不開示情報該当性に関する基準」に、部分開示をすべき場合に該当するかどうかの判断は「第4 部分開示に関する基準」に、裁量的開示ができる場合に該当するかどうかの判断は「第5 裁量的開示に関する基準」に、保有個人情報の在否を明らかにしないで開示請求を拒否すべき場合に該当するかどうかの判断は「第6 保有個人情報の在否に関する情報に関する基準」に、それぞれよる。
- 4 開示する保有個人情報の利用目的については、利用目的を本人に明示することにより、本人若しくは第三者の権利利益を害するおそれ又は国の機関等が行う事務若しくは事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合は、通知することを要しない（法第18条ただし書き。）。

第2 保有個人情報該当性に関する基準

開示請求の対象が法第2条第5項に規定する保有個人情報に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。

- 1 「個人に関する情報」とは、個人に関連する情報全般を意味する。したがって、個人の属性、人格や私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報及び組織体の構成員としての個人の活動に関する情報も含まれる。
- 2 「独立行政法人等の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した」とは、科学博物館の役員又は職員が当該職員に割り当てられた仕事を遂行する立場で作成し、又は取得したことをいう。
- 3 「組織的に利用する」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織の業務上必要な情報として利用することをいう。
- 4 「当該独立行政法人等が保有している」とは、科学博物館が当該個人情報について事実上支配している状態（当該個人情報の利用、提供、廃棄等の取扱いについて判断する権限を有している状態を意味する。）をいう。したがって、例えば、個人情報が記録されている媒体を書庫等で保管し、又は倉庫業者等に保管させている場合は含まれるが、民間事業者が管理するデータベースを利用する場合は含まれない。
- 5 「法人文書に記録されているものに限る」とは、保有個人情報が文書、図面、電磁的

記録等何らかの媒体に記録されているものでなければならないことをいう。

したがって、職員が単に記憶しているにすぎないものは、保有個人情報には該当しない。

また、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものに記録されているものも、これらが法人文書に該当しないため保有個人情報に該当しない。

第3 不開示情報該当性に関する基準

開示請求に係る保有個人情報が不開示情報に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。

なお、当該判断は、開示決定等を行う時点における状況に基づき行う。

1 開示請求者に関する情報（法第14条第1号）について

法第14条第1号が適用される場合は、開示することが深刻な問題を引き起こす可能性がある場合であり、その運用に当たっては、具体的状況に即して慎重に判断するものとする。

2 開示請求者以外の個人に関する情報（法第14条第2号）について

（1）開示請求者以外の個人に関する情報（法第14条第2号本文）

ア 「開示請求者以外の個人に関する情報」とは、開示請求に係る個人情報の中に含まれた、本人以外の第三者（個人）の情報を示し、第三者に関する情報を本人に開示することにより当該第三者の権利利益を損なうおそれがあることから不開示情報となる。

「個人に関する情報」には、「個人情報」とは異なり、生存する個人に関する情報のほか、死亡した個人に関する情報も含まれる。

イ 「（事業を営む個人の当該事業に関する情報）」は、個人情報の意味する範囲に含まれるが、当該事業に関する情報であるので、法人等に関する情報と同様の要件により不開示情報該当性を判断することが適当であることから、法第14条第3号の規定により判断する。

ウ 「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの」

「特定の個人を識別することができるもの」とは、当該情報に係る開示請求者以外の個人が誰であることを識別させることとなる氏名その他の記述の部分だけでなく、氏名その他の記述等により識別される特定の個人情報をいう。

「その他の記述等」としては、例えば、住所、電話番号、役職名、個人別に付された記号、番号（振込口座番号、試験の受験番号、保険証の記号番号等）等が挙げられる。氏名以外の記述等単独では必ずしも特定の個人を識別することができない場合もあるが、当該情報に含まれるいくつかの記述等が組み合わせられることにより、特定の個人を識別することができることとなる場合もある。

エ 「（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」

当該情報単独では特定の個人を識別することができないが、他の情報と照合

することにより識別することができるものも、個人識別情報として不開示情報となる。

照合の対象となる「他の情報」には、その保有者が他の機関等である場合も含まれ、また、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報が含まれる。

他方、特別の調査をすれば入手し得るかも知れないような情報については、一般的には、「他の情報」に含まれない。照合の対象となる「他の情報」の範囲については、当該個人に関する情報の性質や内容等に応じて、個別に判断する。

オ 「個人識別符号」とは、次のとおりである。

- 1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの（DNA、容貌、虹彩、声紋、歩行の態様、手指の静脈、指紋・掌紋等）。
- 2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの（旅券番号、基礎年金番号、運転免許証の番号、住民票コード、個人番号、各種保険証の被保険者番号等）。

カ 「開示請求者以外特定の個人を識別することができないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」

匿名の作文や無記名の個人の著作物など、個人の人格と密接に関連したり、公にすれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものについては、特定の個人を識別できない個人情報であっても、開示することにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあり、不開示となる。

(2) 法令の規定により開示請求者が知ることができる情報等（法第14条第2号イ）

ア 「法令の規定」には、何人に対しても等しく当該情報を開示すること又は公にすることを定めている規定のほか、特定の範囲の者に限り当該情報を開示することを定めている規定が含まれる。

イ 「慣行として」とは、慣習法として法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として知ることができ、又は知ることが予定されていることで足りる。ただし、当該保有個人情報と同種の情報について、本人が知ることができた事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り、「慣行として」には当たらない。

ウ 「知ることが予定されている」とは、実際には知らされていないが、将来的に知らされることが予定されている場合をいう。なお、「予定」とは将来知らされることが具体的に決定していることは要しないが、当該情報の性質、利用目的等に照らして通例知らされるべきものと考えられることをいう。

- (3) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報（法第14条第2号ロ）

開示請求者以外の個人に関する情報について、不開示にすることにより保護される開示請求者以外の個人の権利利益よりも、開示請求者を含む人の生命、健康等の利益を保護することの必要性が上回ると認められる場合には、当該情報は開示する。現実には、人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

この比較衡量に当たっては、個人の権利利益には様々なものがあり、また、人の生命、健康、生活又は財産の保護にも、保護すべき権利利益の程度に差があることから、個別の事案に応じた慎重な検討を行うものとする。

- (4) 公務員等の職務の遂行に関する情報（法第14条第2号ハ）

保有個人情報には、職務遂行の主体である科学博物館職員並びに公務員等（以下「科学博物館職員等」という。）の職務活動の過程又は結果が記録されているものもある。科学博物館職員等の職務遂行に係る情報も個人情報であるが、政府の諸活動を説明する責務が全うされるようにするという観点からは、これらの情報を開示する意義は大きい。他方で科学博物館職員等についても、個人としての権利利益は十分に保護する必要がある。この両者の要請の調和を図る観点から、どのような地位、立場にある者（「職」）がどのように職務を遂行しているか（「職務遂行の内容」）については、たとえ、特定の科学博物館職員等が識別させる結果となるとしても、個人に関する情報としては不開示としないこととする。

ア 「当該個人が公務員等である場合において」

当該個人が「科学博物館職員等」であっても、職務遂行に係る情報が職務遂行の相手方等公務員等以外の個人に関する情報でもある場合など、一つの情報が複数の個人情報である場合には、各個人ごとに不開示情報該当性を判断する必要がある。すなわち、当該科学博物館職員等にとっての不開示情報該当性と他の個人にとっての不開示情報該当性とが別個に検討され、そのいずれかに該当すれば、当該部分は不開示となる。

イ 「公務員等」とは、常勤か非常勤かを問わず、国、独立行政法人等（法第14条第2号ハに規定する「独立行政法人等」をいう。以下同じ。）及び地方公共団体の職員等（独立行政法人等の役員を含む。以下同じ。）のほか、国務大臣、国会議員、裁判官等を含む。また、科学博物館職員等であった者が当然に含まれるものではないが、科学博物館職員等であった当時の情報については、不開示とはならない。

ウ 「当該情報がその職務の遂行に係る情報であるとき

「職務の遂行に係る情報」とは、科学博物館職員等が国の機関、独立行政法人等又は地方公共団体の機関の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味する。例えば、行政処分その他の公権力の行使に係る情報、職務としての会議への出席、発言その他の事実行為に関する情報がこれに含まれる。

また、当該情報は、具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報を対象

とし、科学博物館職員等の情報であっても、開示請求者以外の科学博物館職員等の人事管理上保有する健康情報、休暇情報等は、管理される職員等の個人情報として保護され、職務遂行に係る情報には該当しない。

エ 「当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」

科学博物館職員等の職務の遂行に係る情報には、当該科学博物館職員等の氏名、職名及び職務遂行の内容によって構成されるものが少なくない。このうち、前述のとおり、政府の諸活動を説明する責務が全うされるようにする観点から、科学博物館職員等の氏名を除き、その職名と職務遂行の内容については、当該科学博物館職員等の個人に関する情報としては不開示としないものとする。

オ 公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名の取扱

科学博物館職員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該科学博物館職員等の氏名については、開示した場合、科学博物館職員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、私人の場合と同様に個人情報として保護に値すると位置付けた上で、法第14条第2号イに該当する場合には例外的に開示することとする。

当該科学博物館職員等の職及び氏名が、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている場合には、職務の遂行に係る情報について、個人情報としては不開示とはならない。慣行として公にされているかどうかの判断に当たっては、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条第1項第1号の規定によりホームページ等により役員の職名と氏名とを掲載し公表する慣行がある場合、科学博物館が作成し、又は科学博物館が公にする意志をもって（又は公にされることを前提に）提供した情報をもとに作成され、現に一般に販売されている独立行政法人国立印刷局編「職員録」に職と氏名とが掲載されている場合には、その職にある者の氏名を一般に明らかにしようとする趣旨であり、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているものと解される。

3 法人その他の団体に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報（法第14条第3号）について

（1）法人その他の団体に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報（法第14条第3号本文）

ア 「法人その他の団体」（以下「法人等」という。）には、株式会社等の商法上の会社、財団法人、社団法人、学校法人、宗教法人等の民間の法人のほか、政治団体、外国法人や権利能力なき社団等も含まれる。ただし、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人は、法第14条第3号の対象から除かれており、その事務又は事業に係る情報は、同条第5号の規定に基づき判断する。

イ 「法人その他の団体に関する情報」とは、法人等の組織及び事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報等法人等と関連性を有する情報を意味する。なお、法人等の構成員に関する情報は、法人等に関する情報であると同時に、構成員各個人に関する情報でもあり、法第14条第2号の不開示情報に

当たるかどうかとも検討する必要がある。

ウ 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、事業に関する情報であるので、法人等に関する情報と同様の要件により、事業を営む上での正当な利益等について不開示該当性を判断する。

(2) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報（法第14条第3号ただし書き）

当該情報を不開示することによって保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益と、これを開示することにより保護される人の生命、健康等の利益を比較衡量し、後者の利益を保護することの必要性が上回ると認められる場合は、当該情報は法第14条第3号の不開示情報に該当しない。現実には人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

なお、法人等又は事業を営む個人の事業活動と人の生命、健康等に対する危害等との明確な因果関係が確認されなくても、現実には人の生命、健康等に対する被害等の発生が予想される場合もあり得ることに留意する。

(3) 当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ（法第14条第3号イ）

ア 「権利」とは、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等法的保護に値する権利一切をいい、「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位をいう。また、「その他正当な利益」には、ノウハウ、信用等法人等又は事業を営む個人の運営上の地位が広く含まれる。

イ 「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人には様々な種類及び性格のものがああり、その権利利益にも様々なものがあるので、法人等又は事業を営む個人の性格、権利利益の内容及び性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の権利の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と科学博物館との関係を十分考慮して適切に判断するものとする。

(4) 任意に提供された情報（法第14条第3号ロ）

ア 法人等又は事業を営む個人から開示しないとの条件の下に任意に提供された情報については、当該条件が合理的なものと認められる限り、不開示情報とする。

イ 「独立行政法人等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供された情報」には、科学博物館の要請を受けずに、法人等又は事業を営む個人から提供された情報は含まれない。ただし、科学博物館の要請を受けずに提供の申出があった情報であっても、提供に先立ち、法人等又は事業を営む個人の側から開示しないとの条件が提示され、科学博物館が合理的な理由があるとしてこれを受諾した上で提供を受けた場合には、含まれ得る。

ウ 「開示しないとの条件」とは、第三者に対して当該情報を提供しないとの条件を意味する。また、特定の利用目的以外の目的には使用しないとの条件も含まれる。

エ 「条件」については、科学博物館の側から開示しないとの条件で情報を提供してほしいと申し入れる場合も、法人等又は事業を営む個人の側から科学博物館の要請があったので情報は提供するが公にしないでほしいと申し出る場合も含まれるが、いずれの場合も双方の合意により成立するものである。また、条件を設ける方法としては、黙示的なものも含まれる。

オ 「法人等又は個人における通例」とは、当該法人等又は個人の個別具体的な事情ではなく、当該法人等又は個人が属する業界における通常の取扱いを意味し、当該法人等又は個人において開示しないこととしているだけでは足りない。

カ 開示しないとの条件を付すことの合理性の判断に当たっては、情報の性質に応じ、当該情報の提供当時の諸般の事情を考慮して判断するが、必要に応じ、その後の事情の変化も考慮する。開示しないとの条件が付されていても、現に当該情報が公になっていたり、同種の情報が既に開示されているなどの事情がある場合には、法第14条第3号ロには該当しない。

4 審議、検討等に関する情報（法第14条第4号）について

- (1) 「国の機関」とは、国会、内閣、裁判所及び会計検査院並びにこれらに属する機関を指し、「内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報」とは、これらの国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人（以下「国の機関等」という。）の事務及び事業について意志決定が行われる場合に、その決定に至るまでの過程の各段階において行われている。例えば、具体的な意志決定の前段階としての政策等の選択肢に関する自由討議のようなものから、一定の責任者の段階での意思統一を図るための協議や打合せ、決議を前提とした説明や検討、審議会等又は行政機関が開催する有識者等を交えた研究会等における審議や検討など、様々な審議、検討及び協議に関連して作成され、又は取得された情報を指す。
- (2) 「率直な意見の交換若しくは意志決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」とは、開示することにより、外部からの圧力、干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換若しくは意志決定の中立性が不当に損なわれるおそれをいい、適正な意志決定手続の確保を保護利益とするものである。
- (3) 「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」とは、未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報等を開示することにより、誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれをいう。適正な意志決定を行うことそのものを保護するのではなく、情報が開示されることによる国民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。
- (4) 「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」とは、尚早な時期に、あるいは事実関係の確認が不十分なままで情報を開示することにより、不正な投機を助長するなどして、特定の者に不当な利益を与え又は不利益を及ぼすおそれをいい、事務及び事業の公正な遂行を図るとともに、国民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。
- (5) 「不当に」とは、審議、検討等途中の段階の情報を開示することの必要性を考慮してもなお、適正な意志決定の確保等への支障が看過し得ない程度のものを意味

する。予想される支障が「不当」なものかどうかの判断は、当該情報の性質に照らし、開示することによる利益と不開示することによる利益とを比較衡量した上で判断する。

- (6) 審議、検討等に関する情報については、国の機関等としての意志決定が行われた後は、一般的には、当該意志決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、法第14条第4号の不開示情報に該当する場合は少なくなるものと考えられる。

ただし、当該意志決定が政策決定の一部の構成要素である場合、当該意志決定を前提として次の意志決定が行われる場合等審議、検討等の過程が重層的又は連続的な場合には、当該意志決定が行われた後であっても、政策全体の意志決定又は次の意志決定に関して法第14条第4号に該当するかどうか判断する必要がある。

また、意志決定が行われた後であっても、審議、検討等に関する情報が開示されることにより、国民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意志決定に不当な影響を与えるおそれがある場合は、法第14条第4号に該当する。

5 事務又は事業に関する情報（法第14条第5号）について

- (1) 「次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（法第14条第5号本文）

ア 「次に掲げるおそれ」として法第14条第5号イからトに掲げたものは、各機関共通的にみられる事務又は事業に関する情報であって、その性質上、開示することにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる典型的な支障を挙げたものである。これらの事務又は事業の外にも、同種のものが反復されるような性質の事務又は事業であって、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの等、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があり得る。

イ 「当該事務又は事業の性質上、適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」とは、当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らし、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する趣旨である。

法第14条第5号の規定は独立行政法人等の長の恣意的判断を許容する趣旨ではなく、各規定の要件の該当性は客観的に判断される必要があり、また、事務又は事業の根拠となる規定・趣旨に照らし、個人の権利利益を保護する観点から開示の必要性等の種々の利益を衡量した上で「適正な遂行」といえるものであることが求められる。

ウ 「支障」の程度は、名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性があると認められるかどうかにより判断する。

- (2) 「国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ」（法第14条第5号イ）

ア 「国の安全」とは、国家の構成要素である国土、国民及び統治体制が害されることなく平和で平穏な状態に保たれていること、すなわち、国としての基本的な秩序が平穏に維持されている状態をいう。具体的には、直接侵略及び間接侵略に対し、独立と平和が守られていること、国民の生命が国外からの脅威等から保護されていること、国の存在基盤としての基本的な政治方式及び経済・社会秩序の安定が保たれていることなどが考えられる。

イ 「国の安全が害されるおそれ」とは、これらの国の重大な利益に対する侵害のおそれ（当該重大な利益を維持するための手段の有効性を阻害され、国の安全が害されるおそれがあると考えられる場合を含む。）をいう。

ウ 「他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ」とは、「他国若しくは国際機関」（我が国が承認していない地域、政府機関その他これらに準ずるもの（各国の中央銀行等）、外国の地方政府又は国際会議その他国際協調の枠組みに係る組織（アジア太平洋経済協力等）の事務局等を含む。以下「他国等」という。）との間で、相互の信頼に基づき保たれている正常な関係に支障を及ぼすおそれをいう。例えば、開示することにより、他国等との取決め又は国際慣行に反することとなる、他国等の意志に一方的に反することとなる、他国等に不当に不利益を与えることとなるなど、我が国との関係に悪影響を及ぼすおそれがある情報が該当する。

エ 「他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ」とは、他国等との現在進行中の又は将来予想される交渉において、我が国が望む交渉成果が得られなくなる、我が国の交渉上の地位が低下する等のおそれをいう。例えば、交渉（過去のものを含む。）に関する情報であって、開示することにより、現在進行中の又は将来予想される交渉に関して我が国が採ろうとしている立場が明らかにされ、又は具体的に推測されることになり、交渉上の不利益を被るおそれがある情報が該当する。

（３）「犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ」（法第14条第5号ロ）

ア 「犯罪の予防」とは、犯罪の発生を未然に防止することをいう。

「犯罪の鎮圧」とは、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止し、又は犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、又は終息させることをいう。

「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起（検察官が裁判所に対し、特定の刑事事件について審判を求める意思表示をすることを内容とする訴訟行為をいう。）等のために犯人及び証拠を発見、収集又は保全することをいう。

イ 「その他の公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持及び刑の執行に代表される刑事法の執行を中心としたものを意味する。刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）以外の特別法により、臨検、捜査、差押え、告発等が規定され、犯罪の予防・捜査とも関連し、刑事司法手続に準ずるものと考えられる犯則事件の捜査、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）違反の調査等や、犯罪の予防・捜査に密接に関連する破壊的団体（無差別大量殺人行為を行った団体を含む。）の規制、暴

力団員による不当な行為の防止、つきまとい等の規制、強制退去手続に関する情報であつて、開示することにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものが該当する。

また、開示することにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又はシステムに対する不法な侵入・破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報及び被疑者又は被告人の留置又は勾留に関する施設保安に支障を生ずるおそれのある情報も該当する。

一方、一般に公にしても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生じるおそれのない行政警察活動に関する情報については、本号の他の規定により判断する。

- (4) 「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」(法第14条第5号ハ)

ア 「監査」(主として監察的見地から、事務又は事業の執行又は財産の状況の正否を調べること。)、 「検査」(法令の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格、等級の証明等のために帳簿書類その他の物件等を調べること。)、 「取締り」(行政上の目的による一定の行為の禁止又は制限について適法又は適正な状態を確保すること。)、 「試験」(人の知識、能力等又は物の性質等を試すこと。)及び「租税の賦課若しくは徴収」(国又は地方公共団体が、公租公課を特定の人に割り当てて負担させること又は租税その他の収入金を取ることに係る事務は、いずれも事実を正確に把握し、その事実に基づいて評価又は判断を加えて、一定の決定を伴うことがある事務である。

イ これらの事務に関する情報の中には、例えば、監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報、試験問題等のように、事前に開示すると、適正かつ公正な評価又は判断の前提となる事実の把握が困難となったり、行政客体における法令違反行為又は法令違反に至らないまでも妥当性を欠く行為を助長したり、巧妙に行うことにより隠蔽をするなどのおそれがあるものがあり、このような情報は不開示とする。また、事後であつても、例えば、監査内容等の詳細についてこれを開示すると今後の法規制を免れる方法を示唆することになるようなものは、法第14条第5号ハに該当し得る。

- (5) 「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」(法第14条第5号ニ)

独立行政法人等が一方の当事者となる契約、交渉又は争訟に係る事務に関する情報の中には、例えば、用地取得等の交渉方針や用地買収計画案を開示することにより、適正な額での契約が困難になり財産上の利益が損なわれたり、交渉、争訟等の対処方針等を開示することにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるものがあり、このような情報は不開示とする。

- (6) 「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」(法第14条第5号ホ)

独立行政法人等が行う調査研究に係る事務に関する情報の中には、例えば、①知的所有権に関する情報、調査研究の途中段階の情報等であって、一定の期日以前に開示することにより成果を適正に広く国民に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれがあるもの、②試行錯誤の段階の情報について開示することにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど、能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるものがあり、このような情報は不開示とする。

- (7) 「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」 (法第14条第5号へ)

独立行政法人等が行う人事管理（職員の任免、懲戒、給与、研修その他職員の身分、能力等の管理に関すること。）に係る事務は、当該機関の組織としての維持の観点から行われ、一定の範囲で当該組織の自律性を有するものである。人事管理に係る事務に関する情報の中には、例えば、勤務評価や、人事異動、昇格等の人事構想等を開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものがあり、このような情報は不開示とする。

- (8) 「国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の不当な利益を害するおそれ」 (法第14条第5号ト)

国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関連する情報については、企業経営という事業の性質上、企業経営上の正当な利益を保護する必要がある、これを害するおそれがあるものは不開示とする。ただし、正当な利益の内容については、経営主体、事業の性格、内容等に応じて判断する必要がある、その範囲は、法第14条第3号の法人等の場合とは当然異なり、より狭いものとなる場合があり得ることに留意する。

第4 部分開示に関する基準

開示請求に係る保有個人情報について、法第15条に基づき部分開示をすべき場合に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。

- 1 「開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合」とは、開示請求について審査した結果、開示請求に係る個人情報に、不開示情報に該当する情報が含まれている場合をいう。

法第14条では、保有個人情報に全く不開示情報が含まれていない場合の開示義務が定められているが、法第15条第1項の規定により、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合に、部分的に開示できるか否かの判断を行わなければならない。

- 2 「容易に区分して除くことができるとき」

- (1) 当該保有個人情報のどの部分が不開示情報に該当するかという区分けが困難な場合だけでなく、区分けは容易であるがその部分の分離が技術的に困難な場合も部分開示を行う義務はない。「区分」とは、不開示情報に該当する部分とそれ以外の部分とを概念上区分けすることを意味し、「除く」とは、不開示情報に該当す

る部分を、当該部分の内容が分からないように黒塗り、被覆等を行うなど、加工することにより、情報の内容を消滅させることをいう。

- (2) 保有個人情報に含まれる不開示情報を除くことは、当該保有個人情報が文書に記録されている場合、文書の複写物に墨を塗り再複写するなどして行うことができ、一般的には容易であると考えられる。

一方、録音テープ、ビデオテープ、磁気ディスク等に記録された保有個人情報については、区分して除くことの容易性が問題となる。例えば、複数の人の発言が同時に録音されているがそのうちの一人から開示請求があった場合や、録画されている映像中に開示請求者以外の者が写っている場合などがあり得る。このような場合には、不開示情報を容易に区分して除くことができる範囲で、開示すべき部分を決定する。

なお、電磁的記録に記録された保有個人情報については、紙に出力した上で、不開示情報を区分して除いて開示することも考えられる。電磁的記録をそのまま開示することを求められた場合は、不開示情報のみを削除することの技術的可能性等を総合的に判断する必要がある。既存のプログラムでは行えない場合は、「容易に区分して除くことができる」ときに該当しない。

- 3 「当該部分を除いた部分につき開示しなければならない」とは、義務的に開示すべき範囲を定める趣旨である。不開示情報の記録部分の全体を完全に黒く塗るか、文字が判別できない程度に被覆するか、当該記録中の主要な部分だけ塗り潰すかなどの方法の選択は、不開示情報を開示した結果とならない範囲内において、当該方法を講ずることの容易さ等を考慮して判断することとなる。その結果、概念的には一まとまりの不開示情報を構成する一部が開示されることになるとしても、実質的に不開示情報が開示されたと認められないのであれば、不開示義務に反するものではない。

- 4 開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報が記録されている場合（法第15条第2項）

- (1) 「当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるとき」

特定の個人を識別することができる情報について、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、残りの部分を開示しても開示請求者以外の個人の権利利益保護の観点から支障が生じないときには、当該残りの部分は、法第14条第2項に規定する不開示情報には該当しないものとして開示する。

なお、個人を識別させる要素を除去することにより誰の情報であるか分からなくなれば、残りの部分については、通常、個人情報としての保護の必要性は乏しくなるが、個人識別性のある部分を除いても、作文などの個人の人格と密接に関連する情報や、個人の未発表の研究論文等開示すると個人の権利利益を害するおそれがあり、開示することが不適當であると認められるものもある。

このため、個人を識別させる部分を除いた部分について、開示しても、個人の権利利益を害するおそれがないものに限り、部分開示の規定を適用する。

- (2) 「当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規

定を適用する。」

第1項の規定により、部分開示の範囲を決定するに当たっては、個人識別情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等以外の部分は、個人の権利利益を害するおそれがない限り、法第14条第2号に規定する不開示情報ではないものとして取り扱うことになる。したがって、他の不開示情報の規定に該当しない限り、当該部分は開示されることになる。

また、第1項の規定を適用するに当たっては、容易に区分して除くことができるかどうか要件となるので、個人を識別させる要素とそれ以外の部分とを容易に区分して除くことができない場合には、当該個人に関する情報は全体として不開示となることになる。

第5 裁量的開示に関する基準

開示請求に係る保有個人情報について、法第16条に基づき裁量的開示ができる場合に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。

「個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるとき」とは、法第14条各号の不開示情報に該当する情報であるが、高度な判断により、当該個人の権利利益を保護するために特に開示する必要があると認められる場合をいう。

法第14条各号においても、当該規定により保護する利益と当該情報を開示することによる利益との比較衡量が行われる場合があるが、ここでは、法第14条の規定が適用され不開示となる場合であっても、なお開示する必要性があると認められる場合には、開示することができるものとする。

第6 保有個人情報の在否に関する情報に関する基準

開示請求に対し、保有個人情報の在否を明らかにしないで当該開示請求を拒否すべき場合（法第17条）に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。

- 1 「開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」とは、開示請求に係る保有個人情報が実際にあるかないかにかかわらず、開示請求された保有個人情報の在否について回答すれば、開示請求に含まれる情報が結合することにより、実質的に不開示情報を開示することとなる場合をいう。例えば、本人以外の者が行った苦情相談に関する情報について、本人から開示請求があった場合等が考えられる。
- 2 当該保有個人情報の在否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否する場合に行政手続法第8条に基づき示さなければならない処分の理由については、当該情報の性質、内容、開示請求書の記載内容等を踏まえ、請求のあった保有個人情報の在否を答えることにより、どのような不開示情報を開示することになるかどうかをできる限り具体的に提示する。

また、在否を明らかにしないで拒否することが必要な類型の情報については、常に在否を明らかにしないで拒否しなければならない。

第7 訂正決定等の審査基準

法第30条の規定に基づく訂正をする旨又は訂正をしない旨の決定（以下「訂正決定等」

という。)は、以下により行う。

- 1 訂正請求の対象は「事実」とし、評価・判断には及ばない。ただし、評価した行為の有無、評価に用いられたデータ等は事実該当する。
- 2 訂正をする旨の決定（法第30条第1項）は、訂正請求どおりに保有個人情報の内容が事実でないことが判明した場合に、利用目的の達成に必要な範囲内で行う。
- 3 訂正しない旨の決定（法第30条第2項）は、次のいずれかに該当する場合に行う。
 - （1）保有個人情報の訂正に関して法以外の法律又は当該法律に基づく命令の規定により特別の手續が定められている場合
 - （2）法第27条第1項各号に規定する保有個人情報に係る訂正請求でない場合
 - （3）保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行われた訂正請求でない場合
 - （4）訂正請求書に法第28条第1項各号に規定する事項の記載の不備がある場合又は同条第2項に規定する訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（未成年又は成年被後見人にあつては、本人の法定代理人であること。）を示す書類に不備がある場合。ただし、当該不備を補正することができると認められる場合は、原則として、訂正請求者に補正を求めるものとする。
 - （5）調査等の結果、訂正請求に係る保有個人情報が事実でないことが判明しない場合又は事実関係が明らかにならなかった場合
 - （6）訂正をすることが、当該保有個人情報の利用目的の範囲を超える場合
 - （7）調査の結果判明した事実が、請求時点において実際に記録されていた内容とも、請求の内容とも異なることが判明した場合。ただし、必要な場合は、判明した事実に基づいて、職権により訂正を行うものとする。

第8 保有個人情報の訂正請求に理由があるか否かの基準

訂正請求に理由があるかの判断は、訂正請求に係る保有個人情報の利用目的に照らして、以下により行う。

- 1 保有個人情報の内容が事実と異なっているか
- 2 訂正請求が、利用目的の達成に必要な範囲での正確性を求めているか。訂正をすることが利用目的の達成に必要なでないことが明らかな場合には、特段の調査は必要ない。

保有個人情報の正確性については、利用目的との関係で以下の類型がある。

 - （1）過去の一定時点の事実のみで足りる場合
過去の事実を記録することが利用目的である場合がこれに当たる。
 - （2）現在の事実を必要とする場合
 - （3）過去の事実と現在の事実の両方を必要とする場合
履歴、経歴などを記録することが利用目的である場合がこれに当たる。

したがって、（1）の類型について、現在の事実に基づいて訂正を請求する場合は、利用目的の達成に必要な範囲外となる。

第9 利用停止決定等の審査基準

法第39条の規定に基づく利用停止をする旨又は利用停止をしない旨の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、以下により行う。

- 1 利用停止をする旨の決定（法第39条第1項）は、次のいずれかに該当する場合に行

う。

- (1) 利用停止請求に係る保有個人情報について、法第3条第1項に基づき、いったん特定された利用目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有している場合
- (2) 利用停止請求に係る保有個人情報について、法第9条第1項及び第2項の規定に違反して利用又は提供している場合
- (3) 保有個人情報の消去請求において、前2号に該当する場合であっても、利用の停止によって科学博物館における個人情報の適正な取扱いを確保できる場合は、保有個人情報の消去は行わずに、利用を停止する。

2 利用停止しない旨の決定（法第39条第2項）は、次のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) 保有個人情報の利用停止に関して法以外の法律又は当該法律に基づく命令の規定により特別の手續が定められている場合
- (2) 法第36条第1項各号に規定する保有個人情報に係る利用停止請求でない場合
- (3) 保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行われた利用停止請求でない場合
- (4) 利用停止請求書に法第37条第1項各号に規定する事項の記載の不備がある場合又は同条第2項に規定する利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（未成年又は成年被後見人にあつては、本人の法定代理人であること。）を示す書類に不備がある場合。ただし、当該不備を補正することができると認められる場合は、原則として、利用停止請求者に補正を求めるものとする
- (5) 利用停止請求に理由があると認められない場合
- (6) 利用停止することにより当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合

第10 保有個人情報の利用停止に理由があるか否かの基準

1 保有個人情報の利用停止請求権

(1) 「保有個人情報の利用停止又は消去」の措置の請求

「利用の停止」とは、利用の全面的な停止だけでなく、一部停止を含み、「消去」とは、該当保有個人情報の全部又は一部を記録媒体から消し去ることを意味する。

ア 「適法に取得されたものでないとき」とは、暴行、脅迫等の手段により取得した場合、個人情報の取得について定めた個別法規に違反して取得した場合等をいう。

イ 「法第3条第2項の規定に違反して保有されているとき」とは、いったん特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有している場合などがこれに該当する。また、第3条第3項に違反して、当初の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて利用目的の変更を行っている場合も利用停止の対象となる。

ウ 「法第9条第1項及び第2項の規定に違反して利用しているとき」とは、法の許容する限度を超えて利用目的以外の目的で保有個人情報を利用している場合をいう。

(2) 「保有個人情報の提供の停止」の措置の請求

「法第9条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき」とは、法が許容する範囲を超えて利用目的以外の目的で保有個人情報を提供している場合をいう。

第11 利用停止の基準

1 「利用停止請求に理由があるとみとめるとき」とは、法第36条第1項第1号又は第2号に該当するときは、これに当たる。

2 「当該機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度」

法第36条第1項第1号又は第2号に該当する違反状態を是正することを意味し、違反の状況により、利用停止請求に係る保有個人情報について、その全ての利用が違反している場合は全ての利用停止を、一部の利用が違反している場合は、一部の利用停止を行う。

一部の利用停止の例として、利用目的外の利用を理由として、本人から保有個人情報の消去が求められた場合に、当該個人情報を消去してしまうと、本来の利用目的内での利用が不可能となるので、個人情報の適正な取扱いを確保する観点から当該利用目的外の利用を停止することがこれに当たる。

3 「当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない」

利用停止請求に理由があることが判明した場合でも、利用目的に係る事務又は事業の性質上、利用停止により、その事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあり、そこに利用停止を行うことにより保護される本人の権利利益を上回る必要があると認められる場合には、利用停止を行わない。

附 則

この基準は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から実施する。